



銀葎 (しろがねよし)

ハンズ通信

編集発行

(株)ハンズホールディングス

〒860-0811

熊本県熊本市本荘6丁目8-7

TEL. 096 (375) 4340

FAX. 096 (375) 4341

9月

(長月) SEPTEMBER

18日・敬老の日
23日・秋分の日

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	15	29
土	16	30
日	3	17
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

9月の税務と労務

国 税 / 8月分源泉所得税の納付

9月11日

国 税 / 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

10月2日

国 税 / 1月決算法人の中間申告

10月2日

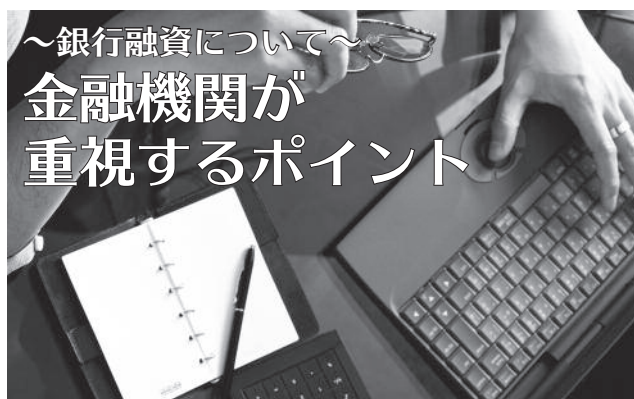
国 税 / 10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)

10月2日



ワンポイント 空き店舗の固定資産税住宅用地特例の見直し

住宅用地に対しては固定資産税を最大6分の1まで減額する特例があり、店舗併用住宅にも特例の適用が認められていますが、空き店舗には、この特例を認めないとする政府の方針が6月に決定されています。詳細は年末に公表される与党税制改正大綱で明らかにされます。



銀行からの融資は、事業を継続していくうえで切っても切り離せないものです。でも融資獲得を重視するあまり、いつのまにか融資を受けることだけが目的となっていたりしませんか？

実際には、準備が不足していたり、知識が不足しているが故に、融資の手続きに疲れて面倒くさくなり、融資を受けること

自体が目的に摺り変わってしまうことが多いのです。融資を受けることは本来、事業の目的を達成するための一つの手段にすぎません。

事業を進めていく究極の目的は、「お客様に喜んでもらえる商品やサービスを提供し、利益を生み出す」ということです。これを忘れてはいけません。また、借入ではなくリスケジュールの交渉を銀行と行う際でも同じです。金融機関が何を重視しているのか、資金使途と返済条件の関係（とりわけ、資金使途に合わない返済条件で借入をしていないか）など、銀行融資について理解をしておくことが非常に有益です。

◎融資を受けるための三つのポイント

目的達成の重要な手段である「融資」をスムーズに受けるためには、金融機関が重要視しているポイントを考えてみるとよいでしょう。

銀行融資に際して、金融機関が重要視しているポイントは、

資金使途の明確化と返済原資、担保（保全面）です。融資の審査においても、この三つの観点からの審査が中心となります。

1 資金使途の明確化

資金使途明確化の観点からは、資金を必要とする背景つまり融資事由と、具体的に必要とする資金の額や借入希望金額の妥当性について検討していきます。なぜ融資が必要なのか、具体的に説明できますか。

わかりやすく言うと、「何に使うのか」「いくら必要なのか」を経営者は確実に把握しておくなくてはなりません。

設備資金の融資が希望であれば、その設備がなぜ必要なのか、今の設備ではだめなのか、その設備投資によってどの位の期間で、いくら利益を生み出すことができるのか、ということ、説得力のある具体的な数字で説明することが必要です。

新商品のための開発費用・広告宣伝費・仕入代金等も同様です。運転資金であれば、経営者の認識が、単に「運転資金」と

いうだけではいけません。本来は、営業活動は仕入・販売・経費支払のくり返しですから、運転資金は不足しないはずですが、それでも不足するのは、売上代金の回収と仕入代金支払の期間のタイムラグの存在が、大きな理由の一つです。タイムラグが原因なのであれば、具体的な支払期日・代金回収予定日・金額を把握した上で、融資の必要額を吟味し、説明することが重要なのです。

2 返済原資

返済原資の観点からは、資金需要の原因に対応する返済財源や返済計画の妥当性について検討します。

借入で調達した資金は、「絶対返済しなければならぬ」として調達コストがかかる」ということを常に認識すれば、必然的に融資の必要性を、具体的に把握することになるでしょう。借りたお金は必ず返す必要があります。まずは、自分がお金を貸す立場になって冷静に考えてみてください。恐らく、普通であ

れば、「貸したお金がすっかり返済されるか」という点が、一番心配になる点だと思います。金融機関でも全く同じです。

あなたの人格やビジネスに対しての意気込みは認めても、何よりも返済を滞りなくできるだけの収益が本当にこのビジネスで見込めるかどうかを基準に、融資の判断を行っていきます。したがって融資を受ける際は、どのような方法で利益を出し、返済原資をどのように捻出するのかを、具体的に自分の言葉で説明できなければなりません。最も有効なのは、資金繰り表を作って返済財源がしっかりとあることを示し説明することです。

3 担保の観点

担保の観点からは、保全不足の場合、追加担保の要求や信用保証協会の利用、有力保証人の追加などの検討が行われます。

仮に返済原資がしっかりと見込まれるものだとしても、金融機関は「もしそれが崩れたら」といった観点から保全を求めます。事業内容の担保だけではなかな

か融資額の限りがあるのが日本の金融機関の融資の現状です。

4 その他

前記1〜3が重要なのはもちろんですが、それ以外に普段からどのようなことを注意しておけばよいでしょうか。1〜3の信用に加えて、以下の要件も非常に重要となってきます。

①試算表や資金繰り表を定期的に金融機関に提出する

：会社の業績や資金繰りに関する理解が高まれば高まるほど、融資審査は有利となります。

財務情報は隠さず明らかにする。これによって逆に金融機関側から先に融資の提案がある場合もあります。提供する情報量や内容に応じて、融資は有利になる可能性が高いと考えてください。

②税金は滞納しない

：あたり前のことですが、税金、社会保険料、公共料金を滞納していれば、銀行はなかなかお金を貸してくれません。公的な機関からの融資や保証も同じです。

このため知人等から一時的に借りてでも納付するべきです。一時的に調達したお金は、銀行からお金を借りることができたなら、返済すればよいでしょう。

③関連会社がある場合には、関連会社との関係を明確にする

：関連会社がある場合、金融機関は、融資した資金がその関連会社に流用されてしまうのではないかと疑います。

関連会社の事業内容や財務状況は、積極的に説明しておく必要があります。直接関連がないのだからと関連会社の決算書を拒む経営者も多々いますが、積極的に開示・説明したほうが信用力は上がります。

④交渉は担当者任せにしない

：交渉や面談を、担当者任せにする経営者も多いようですが、経営者自らがされることをお勧めします。

経営者自らが説明することで、金融機関に対して信用度が高まります。

⑤金融機関から融資を受けやすい決算書を作る

：金融機関は、すべての会社を格付けしています。格付けが上の会社ほど、融資には有利です。金融機関の格付けは、決算書でほぼ決まります。粉飾をしろということではなく、損益計算書や貸借対照表の上できっちりした表示がされた決算書を作るという意味です。

例えば突発的な営業外の特異な損失を雑損失と表示している決算書がよくみられます。これによって本来の営業利益はプラスなのに、決算書の表面上、営業損失が大きく計上されてしまったりすると大きなマイナス評価になってしまいます。その辺りをしっかりと確認しておきましょう。

⑥融資を受ける金融機関には入出金の多い口座を開設する

：入金や支払いなどの資金の動きの多い口座を融資を受ける金融機関に開設していると、売上入金や経費の支払いの動きがわかりますので、融資申し込み会社に対する金融機関の理解が高まり、信用性が出て融資を受けやすくなります。

非上場株式の 評価見直しと自社株対策

中小企業のオーナー経営者にとって自社の株式評価額というのは、とても重要な問題です。というのも、評価額が高くても他人に売却できないからです。つまり、自社株に多額の相続税が掛かるとしても、換金性が乏しい財産なので、生前の移転対策をしておいた方が良いケースが多くあります。

ところが、上場株式等には公表されている相場がありますが、非上場株式については、国税庁の通達に基づく評価となり、簡単ではありません。

この評価方法が、平成二十九年一月一日から大幅に変更されていますので、最近評価していない方は勿論、平成二十八年に評価された方であっても、新しい評価方法に基づく評価額を知って、自社株対策に役立てたい

ものです。
以下、ポイントを整理してみます。

1 非上場株式の評価方法

非上場株式は、財産評価基本通達で、その評価方法が定められており、原則的な評価方法は、次の二つです。

- (1) 類似業種比準価額方式：類似業種の上場会社株価と比較し評価する方法（図表1）
- (2) 純資産価額方式：評価会社の純資産の評価額にて評価する方法（相続税法上の純資産）
そして、会社の規模等により「類似業種比準価額方式」で算出するか、「純資産価額方式」で算出するか、または一定比率で組み合わせて評価額を算定します（図表2）。

会社の規模は、従業員数、総資産価額、取引金額、業種に応じて、大会社、中会社、小会社に区分します（図表3）。このうち中会社はさらに、大、中、小に分かれるため、会社規模は五つに区分されます。

ただし、大会社、中会社でも、純資産価額方式の評価額の方が低い場合には、純資産価額を評価額とすることができます。

なお、従業員数が七〇人（改正前一〇〇人）以上であれば、無条件に大会社となります。

2 改正のポイント

- (1) 類似業種比準価額方式の類似業種の株価に「相続等があった月以前二年間の平均株価」も適用できることとなり、上場企業の株価の急激な変動が、中小企業の株価に与える影響を小さくしています。
 - (2) 類似業種比準価額方式の分子である「配当・利益・純資産」の比重は、一対三対一で計算されていたものが、平成二十九年から一対一対一となりました。
- この改正により、利益の比

- (3) 類似業種比準価額方式の適用における評価会社の規模区分の金額等の見直しにより、大会社及び中会社の適用範囲が総じて拡大されています。
- 改正により、より大きな会社区分に該当することになれば、類似業種比準価額の割合が上昇し、時価純資産（含み



(図表1)

$$A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \right] \times \text{割引率} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{大会社} 0.7 \\ \text{中会社} 0.6 \\ \text{小会社} 0.5 \end{array} \right.$$

A：類似業種の株価

B：評価会社の直前期末における1株当たりの配当金額

C：評価会社の直前期末以前1年間における1株当たりの利益金額

D：評価会社の直前期末における1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

B：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの配当金額

C：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの年利益金額

D：課税時期の属する年の類似業種の1株当たりの純資産価額(帳簿価額による)

(図表2)

非上場会社の株式						
小会社	中会社*			大会社*	上場企業	
	(小)	(中)	(大)			
純資産価額	類似業種 比準価額 (50%)	類似業種 比準価額 (60%)	類似業種 比準価額 (75%)	類似業種 比準価額 (90%)	類似業種 比準価額	上場株価
	純資産価額 (50%)	純資産価額 (40%)	純資産価額 (25%)	純資産価額 (10%)		

※純資産価額による評価もできます

(図表3) 大会社、中会社、小会社の区分基準

規模区分	区分の内容	総資産価額(帳簿価額によって 計算した金額)及び従業員数	直前期末以前1年間 における取引金額
大会社	従業員数が70人以上の会社又は右のいずれかに該当する会社 卸売業	20億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	30億円以上
	小売・サービス業	15億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	20億円以上
	卸売業、小売・サービス業以外	15億円以上(従業員数が35人以下の会社を除く)	15億円以上
中会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれかに該当する会社(大会社に該当する場合を除く) 卸売業	7,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く)	2億円以上 30億円未満
	小売・サービス業	4,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く)	6,000万円以上 20億円未満
	卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円以上(従業員数が5人以下の会社を除く)	8,000万円以上 15億円未満
小会社	従業員数が70人未満の会社で右のいずれにも該当する会社 卸売業	7,000万円未満又は従業員数が5人以下	2億円未満
	小売・サービス業	4,000万円未満又は従業員数が5人以下	6,000万円未満
	卸売業、小売・サービス業以外	5,000万円未満又は従業員数が5人以下	8,000万円未満

(1) 株価が低かった場合
悲観するのではなく、株式大幅移転のチャンスと考えて、後継者等への贈与や譲渡を検討してみよう。

(2) 株価が高かった場合
何が原因で評価額が高くなっているのかを分析して、みることも重要だ。

類似業種比準価額が高い場合には、その算定根拠となる「1株当たりの年配当金額」、「1株当たりの年利益金額」、「1株当たりの純資産価額」の引き下げが可能か検討します。一般的に役員退職金の支払や含み損のある資産で売却可能なものがないか等の検討をする例が多いようです。

また、評価額が高くて、計画的に少しずつ贈与や譲渡を進めていくことが大切となります。

3 自社株対策
非上場株式の評価額が算出されたら、オーナーとして取るべき対策には、次のようなものがあります。

(益) が重い中会社の株価が低くなる可能性があります。

過重労働による健康障害

現在、「働き方改革実現会議（首相官邸）」を踏まえた厚生労働省による議論など「働き方改革」の実現に向けて様々な議論が進められているところです。今回は、働き方改革の施策のうち「時間外労働の上限規制」と関わりのある事項として、過重労働による健康障害（脳・心臓疾患等）について触れていくこととします。

一 各種動向

① 労働時間の動向
年間の総実労働時間を二〇年前と比較すると、一九〇〇時間台から一七〇〇時間台へと減少しました（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）。
これを一般労働者とパートタイム労働者に分けた場合、一般労働者の年間総実労働時間は

二〇〇〇時間前後の水準で推移しており、前述の労働時間の減少は、パートタイム労働者の比率が高まったことによるものであって、労働者全体の労働時間が減少したわけではないとの見方がなされています。

② 脳・心臓疾患等の動向

平成二十七年度の脳・心臓疾患による労災支給決定件数は約二五〇件（うち死亡の決定件数は約一〇〇件）、精神障害による労災支給決定件数は約四七〇件（うち未遂を含む自殺の決定件数は約九〇件）です。

一か月平均の時間外労働時間数別に支給決定件数をみると、「八〇時間以上」「一〇〇時間未満」が最も多いものでした。（厚生労働省「過労死等の労災補償状況」）

二 脳・心臓疾患の認定基準

（一）労働時間と健康障害との関連性
長時間労働と脳・心臓疾患の発症は関連性があり、時間外労働時間が「一月当たりおおむね四五時間」を超えて長くなるにつれ健康障害のリスクが生じる

ようになり、「一か月当たりおおむね一〇〇時間超」や「二か月ないし六か月^注の平均で一か月当たりおおむね八〇時間超」になると、さらに健康障害のリスクが高まると言われています。
注）二か月ないし六か月とは、過去二か月間、三か月間、四か月間、五か月間、六か月間のいずれかの期間をいいます。

（二）認定基準

「脳・心臓疾患の認定基準」として、脳・心臓疾患を労災認定する上での基本的な考え方や、対象疾病（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症など）、認定要件が示されています。

認定要件として次の三つがあります。

- ・ 異常な出来事
- ・ 短期間の過重業務
- ・ 長時間の過重業務

・ どのような点が「業務による明らかなる過重負荷」とされるかを見ていきます。

① 異常な出来事

発症直前から前日までの間に、発症状態を時間的および場所的に明確にし得る異常な

出来事に遭遇したこと。異常な出来事とは次のことが生じたときをいいます。

・ 精神的負荷

・ 極度の緊張、興奮、恐怖、驚く等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的または予測困難な異常な事態。例えば、業務に関連した重大な人身体事故に関与し、著しい精神的負荷を受けた場合など。

・ 身体的負荷

・ 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的または予測困難な異常な事態。例えば、事故の発生に伴う救助活動や事故処理で、著しい身体的な負荷を受けた場合など。

・ 作業環境の変化

・ 急激で著しい作業環境の变化。例えば、屋外作業中、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害される状態や特に温度差のある場所への出入りなど。

② 短期間の過重業務

発症に近接した時期（発症前おおむね一週間）に日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせる業務に従

事したこと。

業務と発症の時間的関連性を考慮し、次のことを判断します。

- ・ 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であるか否か。

- ・ 発症前一週間以内に過重な業務が継続しているか否か。

③ 長時間の過重業務
発症前の長期間（発症前おおむね六か月間）にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したこと。

労働時間の評価の目安は次のとおりです。

- ・ 発症前一か月間ないし六か月間にわたって、一か月あたりおおむね四五時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症の関連性が弱いと評価できる。

- ・ おおむね四五時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる。

- ・ 発症前一か月間におおむね一〇〇時間以上、または発症前二か月ないし六か月間におおむね八〇時間を超える法定時間外労働時間（一週四〇時

間を超える労働時間）があれば、業務との関連性が強いと評価できる。

②と③は、具体的な負荷要因として、次のことも見ながら総合的に判断します。

- ・ 労働時間
- ・ 不規則な勤務
- ・ 拘束時間の長い勤務
- ・ 出張の多い業務
- ・ 交替制勤務、深夜勤務
- ・ 作業環境（温度環境、騒音、時差）
- ・ 精神的緊張を伴う業務

三 健康管理体制の整備

長時間労働による健康障害を防止するために、職場で実施するものとして次のようなことがあります。

① 産業医、衛生管理者等選任
事業場において選任した産業医、衛生管理者、衛生推進者等に健康管理に関する職務を適切に行わせます。

産業医を選任する義務のない事業場（常時五〇人未満の労働者を使用）では、地域産業保健センターの産業保健サービスを活用するなど、専門家の選任に

代わる措置を検討しましょう。

平成二十九年六月以降は、一週四〇時間を超えて労働させた時間が一月当たり一〇〇時間を超えた労働者の氏名および超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならぬとされたことにも注意を要します。

② 衛生委員会の設置

常時五〇人以上の労働者を使用する事業場では、衛生委員会を設置し、「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」をはじめ健康管理について適切に調査審議を行います。

衛生委員会の設置義務がない事業場では、労働時間の長さや業務の負荷に応じ、適切な配慮や労働者の意見を聴く機会を設けるなどの措置を講じていくとよいでしょう。

③ 健康診断の実施

常時使用する労働者に対し、一年以内に一回、定期健康診断を実施し、深夜業を含む特定の業務に常時従事する労働者に対しては、六か月以内に一回の特定業務従事者健康診断を実施し

ます。

また、健康診断で異常の所見があった者には、健康保持のための措置について医師の意見を聴き、必要な措置を講じます。

四 医師による面接指導

① 実施対象者

時間外・休日労働時間が一月当たり一〇〇時間を超える労働者から申出があったときに実施する義務があります。（一月当たり八〇時間超の労働者については実施の努力義務）。

② 面接指導

労働者から面接指導の申出があった後おおむね一月以内に実施します。

医師は、労働者の勤務の状況および疲労の蓄積の状況その他心身の状況について確認します。

③ 意見聴取・事後措置

面接指導後おおむね一月以内に医師からの意見を聴取し、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少、作業環境測定の実施、施設の整備、衛生委員会への報告などの措置を講じます。

通勤

皆さんは、普段どんな方法で通勤されていますか？自家用車でという方もいらっしゃるでしょうが、電車やバス通勤の方も多いことと思います。

混雑した状態で長時間揺られる車内、イヤホンの音漏れ、雨の日の濡れた傘等々、通勤だけで心底疲れてしまうこともあるでしょう。

毎日朝晩必ず通らなくてはならない道ですから、少しでも心穏やかに過ごしたいものですよね。何より、通勤時間でストレスを溜めてしまっただけでは、健康や仕事にも影響を及ぼしかねません。

全国平均で見ると自家用車通勤の割合が最も高く、半数近くを占めるという統計もあります。都市部に限れば公共交通機関の利用者割合がもっと増えることでしょう。

国土交通省が年に一度発表する、三大都

市圏の平均混雑率推移の統計があります。昭和50年代、200%前後であった混雑率は、平成27年度には東京圏で164%、大阪圏で124%、名古屋圏で134%と、軒並み減少傾向にあります。

車両の増加や相互乗り入れ等、ハード面の整備のおかげで混雑が緩和されつつあることは間違いなさそうです。さらに、鉄道各社が独自に行う時差通勤促進活動や、電車の混雑度情報を共有できるアプリの開発等、ソフト面での工夫もなされています。

実際に交通機関を利用する私たちが自ら動くことも、混雑緩和の大きな一助となることでしょう。朝活という言葉をよく聞くようになりましたが、電車の空いている早朝に会社近くまで行き、運動やセミナー受講、お稽古事等好きな活動に時間を使えば、ストレスなく通勤時間を過ごせるだけでなく、リフレッシュした状態で始業時間を迎えられます。皆さんなら、どのような取り組みが考えられますか？

防災の日

九月一日は防災の日です。大正十二年九月一日に発生した関東大震災の日付に由来するそうです。この日を中心とした一週間を防災週間とし、毎年この時期には全国各地で様々な防災訓練が行われています。職場や学校での訓練に加え、最近では自治体の一斉訓練で緊急地震速報等が携帯に送られてくることもあり

ます。色々なところでいつも言われていることではありますが、もう一度この防災の日を機に、自宅や職場等を防災の目線で直してみませんか。家具の固定や防災グッズの入れ替え、緊急時の避難場所やご家族との連絡方法の確認などを確実に行って、いつか来るかもしれない災害に備えましょう。

～お彼岸～

「暑さ寒さも彼岸まで」と言いますが、皆さんのお住まいの地域ではいかがですか？

昼夜の長さが同じになる春分の日、秋分の日を中日とした7日間を「お彼岸」と言い、お墓参り等をされる方も多いでしょうが、その際のお供えのお菓子と言えば「おはぎ」ですね。赤い小豆には「魔除け」、もち米には「五穀豊穡」の意味を込めて作られてきたそうです。

春は牡丹の花に似せて作ることから「ぼたもち」、秋は萩の花に似せて作ることから「おはぎ」と言うそうです。

秋のお彼岸には、おはぎを頂きながら、ご自身のルーツである方々に思いを馳せてみるのも良いかもしれません。ちなみに、彼岸とは悟りの世界である「あちら側」、その反対が煩惱の世界である「こちら側」、私たちの暮らす人間の世界、此岸（しがん）です。